

総務

1 庁舎（総務課）

(1) 市庁舎建築概要（本館）

所在地	桃園町2番1号
敷地面積	17,703.15 m ² (センターと同一)
建築面積	4,692.59 m ²
延床面積	19,409.70 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り、 一部鉄筋コンクリート造り
階層	地下2階 地上7階 塔屋2階
完工	昭和45年12月25日

(2) 市庁舎建築概要（総合センター）

所在地	桃園町2番1号
敷地面積	17,703.15 m ² (本館と同一)
建築面積	3,359.95 m ²
延床面積	22,587.79 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り、 一部鉄骨造り
階層	地下1階 地上15階 塔屋2階
完工	平成5年12月28日
主用途	中央図書館、生涯学習センター及び 行政部門

2 統計（総務課）

高槻市では、法定受託事務として、各種基幹統計調査を実施するとともに、統計調査員の確保及び資質向上を図るため、統計調査員候補者登録要綱を定め、調査を円滑に実施するための体制づくりに努めている。

また、統計資料の収集・整備等を行い、行政関連業務統計・各種基幹統計調査結果を中心に編集した「高槻市統計書」と、年齢別・町丁字別の「高槻市の人口」を作成し、本市の基礎的な統計資料として行政内部及び一般利用者に提供している。なお、「高槻市統計書」と「高槻市の人口」をホームページに掲載し、利便性の向上を図るとともに、統計書については、CD-ROM版として発行した。

3 情報公開制度（法務ガバナンス室）

開かれた市政の実現を図り、知る権利の保障に資するため、市の保有する情報を原則として公開することを定めた高槻市情報公開条例の適正な運用に努めている。

(1) 情報提供

「行政資料コーナー」に市の各種行政資料を収集、展示し、市民への閲覧を行うほか、市の発行した有料刊行物の展示を行っている。

また、文書管理システムから抽出した文書件名等をホームページで公開し、情報提供を行っている。

(2) 情報公開請求

令和4年度の情報公開請求は、1,325件（文書件数）であった。

① 利用の状況（令和4年度）

区 分	請 求	申 出	合 計
文書件数	1,325 件	242 件	1,567 件
人 数	138 人	62 人	200 人

② 決定等の内訳（令和4年度）（単位：件）

区 分		請 求
決 定 等 の 内 訳	公 開	170
	部 分 公 開	1,120
	非 公 開	0
	文 書 不 存 在	35
	取 下 げ	0
	却 下	0
存 否 応 答 拒 否	0	
合 計		1,325

(3) 高槻市情報公開審査会

非公開決定等に対する審査請求を審査するとともに、情報公開制度の適正な運営及び改善に関する事項について調査審議するため、高槻市情報公開審査会（令和5年度以降は、高槻市行政不服等審査会）を設けている。

令和4年度における審査請求の件数、審査会への諮問等は、次のとおりであり、審査請求に係る3件の諮問に対し、全て次年度へ継続審議となっている。

審査請求の処理内訳（単位：件）

区 分		令和4年度	
審査請求		3	
諮問		3	
諮問の要否を検討中		0	
諮問せず		0	
審 査 会	諮問取下げ	0	
	答申	0	
	次年度へ審査継続	3	
実 施 機 関 の 処 理 状 況	却下	0	
	棄却	0	
	認 容	全部	0
		一部	0
	次年度へ審議継続		3
	取下げ		0

(4) 会議の公開

市民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを推進することを目的として、審議会等の会議の公開制度を実施している。市役所本館1階エレベーター前の掲示板や市の広報・ホームページに公開する会議を公表し、会議の内容についても、行政資料コーナーで会議録等の閲覧ができるほか、市のホームページにおいても審議の概要や答申を閲覧することができる。令和4年度に公開された会議は、36会議で74回開催され、傍聴者は延べ119人であった。

(5) 市の出資法人等の情報公開制度

市がほぼ全面出資している4出資法人についても、情報公開申出制度事務要領が作成されている。令和4年度は、情報公開の申出はなかった。

市の公の施設を管理する指定管理者（上記出資法人を除く。）についても情報公開申出制度事務要領が作成されている。令和4年度は、情報公開の申出はなかった。

4 個人情報保護制度（法務ガバナンス室）

公正な市政と個人の尊厳を確保し、市民の基本的人権の擁護に資するため、令和4年度までは高槻市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の適正な運用に努め、令和5年度からは個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の適正な運用に努めている。

(1) 個人情報ファイル

令和4年度末現在の総件数は960件であった。

(2) 高槻市個人情報保護運営審議会

市が保有する個人情報の適正な取扱いに関して、条例によりその権限に属する事項等の調査審議を行うため、令和4年度は高槻市個人情報保護運営審議会が5回開催され、6件の答申が出された。

答申の内訳（令和4年度）（単位：件）

答 申 件 数		6 (1)
答 申 区 分	第三者収集	0 (0)
	目的外利用	0 (0)
	外部提供	2 (1)
	新たな電算処理	0 (0)
	オンライン結合	0 (0)
	その他	4 (0)

※（ ）内の数字は、附帯意見の件数。

(3) 自己情報開示等請求

自己に係る個人情報の開示、訂正、削除、中止の請求を受けて、個人情報の開示等を行うものである。令和4年度は、114件の請求がなされた。

自己情報開示等請求の状況（令和4年度）（単位：件）

請求区分	開 示	訂 正	削 除	中 止	合 計
請求件数	109	1	0	4	114

自己情報開示等請求に対する決定状況（令和4年度）

（単位：件）

区 分	決定等の内訳					
	全部開示等	部分開示等	非開示等	不存在	却 下	取下げ
件 数	47	48	4	20	0	1

(4) 高槻市個人情報保護審査会

非開示等の決定に対して審査請求があった場合の審査機関として高槻市個人情報保護審査会（令和5年度以降は、高槻市行政不服等審査会）を設けている。令和4年度における審査請求の件数、審査会への諮問等は、次のとおりである。

審査請求の処理内訳（単位：件）

区 分		令和4年度
諮 問	開 示	0
	訂 正	0
	削 除	0
	中 止	0
	合 計	0
答 申	開 示	0
	訂 正	0
	削 除	1
	中 止	1
	合 計	2

※ 諮問と答申の合計が一致していないのは、令和3年度中に諮問された2件について、令和4年度に答申があったためである。

(5) 市の出資法人等の個人情報保護制度

市がほぼ全面出資している4出資法人について、令和4年度末現在、個人情報ファイル目録は26件であった。なお、自己情報開示等の申出はなかった。

市の公の施設を管理する指定管理者（上記出資法人を除く。）について、令和4年度末現在、個人情報ファイル目録は19件であった。なお、自己情報開示等の申出はなかった。

(6) 個人情報の保護に関する苦情の申出

市長は、個人情報の保護に関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めている。令和4年度は、個人情報の保護に関する苦情の申出が1件あった。

5 職員採用・給与等（人事企画室）

(1) 採用退職関係（再任用職員除く）（令和4年度）

採用者数 125人 退職者数 103人

(2) 給与関係

① 初任給

区分		等級一号給	初任給（円）
一般行政職	高校卒	8-9	158,900
	短大卒	8-17	169,800
	大学卒	8-25	185,200
医療職	大学卒	4-5	263,300
	博士課程卒	4-25	337,300
技能職	18歳基準	4-29	167,400

② 平均給料月額及び平均年齢の状況

区分	平均給料月額（円）	平均年齢
一般行政職	307,952	41.8歳
技能職	269,011	45.7歳

（令和5年4月1日現在）

③ ラスパイレス指数の推移

令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
97.9	98.9	99.1	98.5

④ 諸手当

ア 扶養手当

- ・配偶者 (部長代理級)3,500円 (課長級以下)6,500円
- ・子 10,000円
- ・父母等 (部長代理級)3,500円 (課長級以下)6,500円

満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子については1人につき5,000円を加算する。

イ 通勤手当

- ・交通用具利用者

（単位：円）

種類	使用距離（片道）	2 km以上	5 km以上	10 km以上	15 km以上	20 km以上	25 km以上	30 km以上	35 km以上	40 km
		5 km未満	10 km未満	15 km未満	20 km未満	25 km未満	30 km未満	35 km未満	40 km未満	以上
種類	自転車	2,000	4,200	7,100	10,000	12,900	15,800	18,700	21,600	24,400
	自転車を除く交通用具	3,600								

※ 交通機関利用者 通勤定期券6か月分相当額支給。

※ 支給限度額は、1か月あたり50,000円。

ウ 住居手当

（借家） 家賃の額が27,000円を超えないときは家賃の額から16,000円を控除した額、27,000円を超えるときは11,000円に家賃の額から27,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その2分の1に相当する額が17,000円を超えるときは17,000円とする）を加算した額（ただし、最高支給限度額は28,000円）

（持家世帯主） なし

エ 管理職手当

役職名	支給額 (円)
部長・理事	85,000
部長代理・参事	80,000
課長・主幹	64,000
保育所長・認定こども園長・幼稚園長 (副主幹級)	60,000
幼稚園長 (主査級)	56,000

オ 期末・勤勉手当 (令和4年度)

(単位：月)

区分	課長級 (3等級) 以上の一般職		左記以外の一般職		特別職	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.0	1.0	1.2	1.2	2.125	2.225
勤勉手当	1.15	1.25	0.95	1.05	—	—
計	2.15	2.25	2.15	2.25	2.125	2.225

(3) 旅 費

① 宿泊を要する経費

(単位：円)

② 日帰り旅行の日当 (単位：円)

区分	職 員	鉄道賃・船賃 及び航空賃	宿泊料	日当	車賃	区分	片道	片道	片道
							100 km 未 満	100 km 以 上	300 km 以 上
1号	特別職の職員	旅客運賃等	13,000	3,000	実費	1号	なし	1,500	3,000
2号	一般職の職員	旅客運賃等	12,000	2,600	実費	2号	なし	1,300	2,600

※ 旅行経路と通勤経路が重複する場合、定期券相当額の通勤手当の支給がある職員については、重複部分の旅費は支給しない。

(4) 特別職等の給料月額

(単位：円)

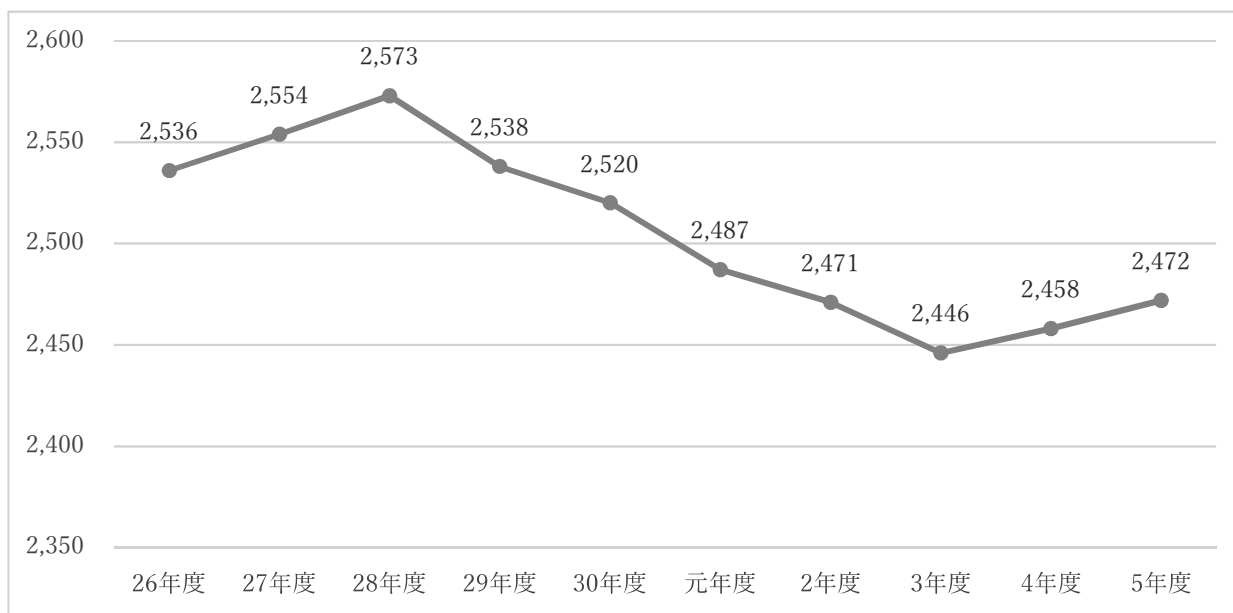
役 職 名	平成6年10月1日	平成4年10月1日	平成2年12月1日
市 長	1,065,000	990,000	920,000
副 市 長	935,000	860,000	790,000
常 勤 監 査 委 員	583,000	540,000	(注) 500,000
教 育 長	825,000	770,000	710,000
自動車運送事業管理者	825,000	770,000	710,000
水道事業管理者	825,000	770,000	710,000

※ 常勤の監査委員は平成3年6月28日から適用。

※ 令和元年8月1日から令和5年4月30日までの間、上記の給料月額から10%減額して支給している。

(5) 職員数の推移

※各年度4月1日現在 (単位：人)



6 職員研修 (人事企画室)

(1) 研修目標

将来の厳しい財政状況を見据え、少数精鋭の人員体制で行政運営を維持・向上させていくには、各職員が求められる職責を担えるよう、個々の能力を高めていくとともに、職員への意識づけを継続して行っていく必要がある。研修の実施にあたっては昨年改訂した新たな人材育成基本方針に基づき、めざすべき職員像として定めている「使命感をもち、常に前向きな気持ちで取り組むことができる自律した職員」の育成にむけて各種研修を実施する。

職階別研修については「各職階に求められる役割を遂行し、課題を解決するために必要な研修」であると位置づけ、若手職員には公務員としての自覚や人権意識、基礎的な業務遂行力をまずは身に付けるとともに、組織全体をみながら主体的に行動できる人材に育成していくための研修を実施する。また、幹部職員を含めた管理職の職員には、前例踏襲によらず、時代に即した経営感覚をもって業務の改善と効率化を進め、限りある経営資源（ヒト・モノ・カネ）をいかに活用するかといったマネジメントを学び、働きやすい職場環境を構築して職員を計画的に育成していくための研修を実施する。

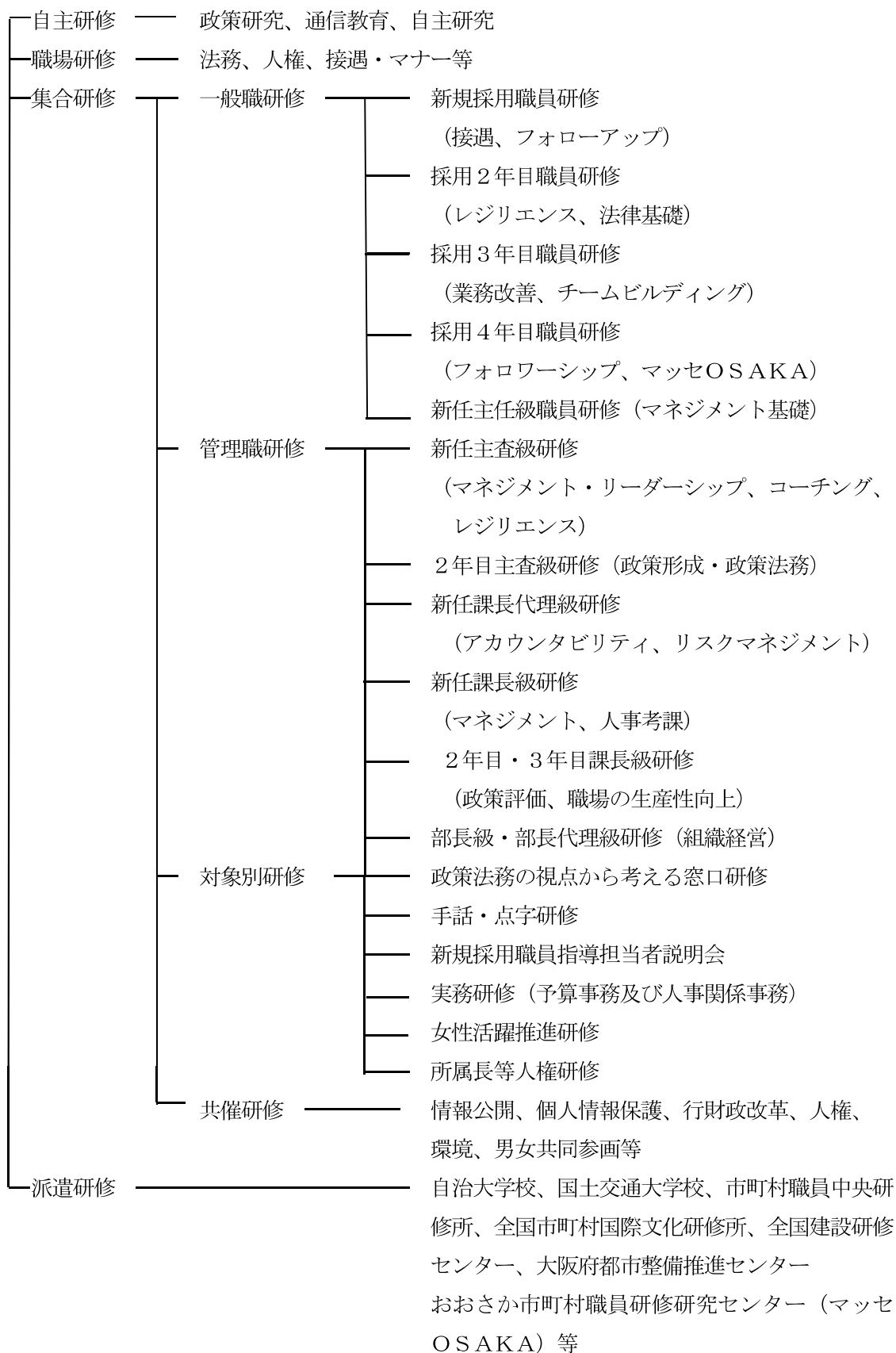
さらに、女性職員のキャリア開発やストレス耐性の強化をテーマにした研修など、社会情勢の変化に対応した研修や外部研修機関への積極的な職員派遣など、次の「研修方針」に掲げる6項目を特に重点に置いて職員研修を実施する。

(2) 研修方針

職員研修の重点目標として、(1) 前向きに仕事に取り組む姿勢や心構え、地方公務員として最低限習得すべき、人権、法務、文書事務、財務などの知識の習得など、職員として働くうえで根幹となる資質の向上を図る一般職研修の実施、(2) 組織目標を達成するために必要なマネジメントや部下育成など、各職階に求められる能力の向上を図る管理職研修の実施、(3) 対象者別研修の拡充、(4) 所管業務における専門能力等の開発支援①(派遣研修等の充実)、(5) 所管業務における専門能力等の開発支援②(職

場研修等の充実)、(6) 自ら能力開発に取り組む意欲的な職員への支援の6項目を設定し、職員の職責に応じた研修を実施する。

(3) 研修体系



7 税務（税制課）

令和4年度の本市の市税収入額は、514億1,070万4,848円で、前年度に比べ、4億6,078万9,428円の増となった。

全般的にコロナ禍前の水準への回復がみられ、多くの税目において前年度より増加し、平成20年度以降で過去最高となった。

個人市民税は給与所得の増等により1.7%の増、法人市民税は4.3%の減であり、市民税全体として0.9%の増となった。

固定資産税は、家屋の新築等により0.4%の増となり、都市計画税も同様に0.6%の増となった。

軽自動車税は5.2%の増、市たばこ税は5.3%の増、入湯税は46.8%の増、事業所税は1.5%の増となった。

収入率は、コロナに係る徴収猶予の特例制度の影響で令和2年度に一時的に下がったほかは平成20年度以降連続して上昇してきており、令和4年度は99.5%となり、令和3年度に引き続き高い率を維持している。

府から交付される交付金では、利子割交付金が12.3%の減、配当割交付金が7.4%の減、株式等譲渡所得割交付金が41.0%の減、地方消費税交付金が4.8%の増、ゴルフ場利用税交付金が21.7%の減となった。

納税者の利便性の向上を図るため、電子マネーやクレジットカード払いによる納付が可能となるキャッシュレス決済を運用するとともに、令和5年度から全国開始の地方税共通納税システムの対象税目の拡大、及び地方税共同機構が推進するeL-QR等を活用した納付手続の電子化への準備対応を行った。

(1) 市税の内訳（税制課）

税目		年度		令和5年度当初予算額		令和4年度決算額		令和4年度当初予算額	
		予算額	構成比	決算額	構成比	予算額	構成比		
普通税	法定普通税	千円	%	千円	%	千円	%		
		46,493,562	89.75	46,138,272	89.74	45,326,948	89.69		
	市民税	24,192,406	46.70	23,949,716	46.59	23,446,592	46.39		
	内訳								
	個人	21,505,985	41.52	21,190,303	41.22	20,796,115	41.15		
	法人	2,686,421	5.19	2,759,413	5.37	2,650,477	5.24		
	固定資産税	20,185,727	38.97	19,956,813	38.82	19,796,682	39.17		
	内訳								
	固定資産税	19,935,936	38.49	19,707,022	38.33	19,546,505	38.68		
	国有資産等 所在市交付金	249,791	0.48	249,791	0.49	250,177	0.50		
軽自動車税	483,327	0.93	475,136	0.92	476,090	0.94			
市たばこ税	1,632,102	3.15	1,756,607	3.42	1,607,584	3.18			
特別土地保有税	0	0.00	0	0.00	0	0.00			
法定外普通税	—		—		—				
小計	46,493,562	89.75	46,138,272	89.74	45,326,948	89.69			

目的税	入湯税	21,253	0.04	22,577	0.04	13,696	0.03
	事業所税	1,137,432	2.20	1,143,475	2.22	1,105,960	2.19
	都市計画税	4,148,884	8.01	4,106,381	7.99	4,090,896	8.09
	小計	5,307,569	10.25	5,272,433	10.26	5,210,552	10.31
合計		51,801,131千円		51,410,705千円		50,537,500千円	
対一般会計比率		39.37%		35.07%		37.08%	

※ 構成比については、端数処理のため、不突合が生じる場合があります。

(2) 市税の世帯・人口割負担額（税制課）

税目		令和5年度当初予算額		令和4年度決算額		令和3年度決算額	
		市民1人当り	1世帯当り	市民1人当り	1世帯当り	市民1人当り	1世帯当り
普通税		円	円	円	円	円	円
	法定普通税	133,595	282,646	132,380	281,393	130,671	280,697
	市民税	69,514	147,072	68,716	146,067	67,806	145,654
	固定資産税	58,002	122,714	57,260	121,715	56,808	122,031
	軽自動車税	1,389	2,938	1,363	2,898	1,291	2,773
	市たばこ税	4,690	9,922	5,040	10,713	4,766	10,238
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
	法定外普通税	-	-	-	-	-	-
	小計	133,595	282,646	132,380	281,393	130,671	280,697
目的税	入湯税	61	129	65	138	44	94
	事業所税	3,268	6,915	3,281	6,974	3,218	6,913
	都市計画税	11,921	25,222	11,782	25,044	11,663	25,053
	小計	15,251	32,266	15,128	32,156	14,924	32,060
合計		148,845	314,912	147,507	313,549	145,596	312,757
人口(人)		348,020		348,530		349,941	
世帯数(世帯)		164,494		163,964		162,906	

※ 人口及び世帯数は各年の12月末の数字（ただし、令和5年度は令和5年3月31日現在）

※ 端数処理のため、不突合が生じる場合があります。

(3) 市民税（市民税課）

納税義務者及び調定額の推移

区 分			令和4年度		令和3年度		令和2年度	
			納 税 義務者数	調 定 額	納 税 義務者数	調 定 額	納 税 義務者数	調 定 額
個 人	普通 徴収	均等割	人 28,616	千円 99,050	人 28,674	千円 99,116	人 30,161	千円 104,061
		所得割	25,430	4,249,295	25,406	3,937,821	26,736	4,104,033
		計	28,616	4,348,345	28,674	4,036,937	30,161	4,208,094
	特別 徴収	均等割	142,096	495,288	141,814	494,284	140,346	489,084
		所得割	137,491	16,383,431	137,444	16,287,768	135,932	16,537,213
		計	142,881	16,878,719	142,662	16,782,052	141,162	17,026,297
	合 計		171,497	21,227,064	171,336	20,818,989	171,323	21,234,391
	特別徴収義務者数		29,386	—	29,056	—	28,696	—
	法 人	均 等 割	6,355	846,565	6,189	805,010	6,001	812,863
法人税割		2,755	1,907,107	2,696	2,053,687	2,614	2,122,425	
合 計		6,355	2,753,672	6,189	2,858,697	6,001	2,935,288	

(4) 固定資産税（資産税課）

① 固定資産税納税義務者及び調定額の推移

現年課税分（過年度分含む）

区 分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
	人	千円	人	千円	人	千円
土 地	108,118	7,960,507	107,629	7,905,444	106,882	7,966,116
家 屋	107,296	9,163,406	106,547	8,793,807	105,964	8,984,373
償却資産	3,041	2,579,639	2,660	2,489,787	2,330	2,464,973
小 計	122,905	19,703,552	122,111	19,189,038	121,126	19,415,462
交 付 金	9	249,791	9	250,177	9	250,467
合 計	122,914	19,953,343	122,120	19,439,215	121,135	19,665,929

注1) 土地と家屋の納税義務者は重複があるため、小計・合計欄は不突合が生じます。

② 土地・家屋別（概要調書による）

区 分		令和4年度			令和3年度			令和2年度		
		総数	前年比	構成比	総数	前年比	構成比	総数	前年比	構成比
土 地	田	筆 10,571	% 97.5	% 6.4	筆 10,843	% 102.3	% 6.5	筆 10,595	% 99.2	% 6.4
	畑	2,344	99.2	1.4	2,362	100.4	1.4	2,352	99.0	1.4
	宅地	135,716	100.2	81.8	135,453	100.2	81.7	135,118	100.4	81.9
	山林	8,482	99.5	5.1	8,525	99.8	5.1	8,542	99.4	5.2
	原野	176	98.3	0.1	179	100.0	0.1	179	97.8	0.1
	池沼	92	98.9	0.1	93	106.9	0.1	87	98.9	0.1
	雑種地	8,562	103.6	5.2	8,267	101.8	5.0	8,121	100.1	4.9
	計	165,943	100.1	100.0	165,722	100.4	100.0	164,994	100.2	100.0
家 屋	木造	棟 81,491	% 100.3	% 69.3	棟 81,256	% 100.4	% 69.2	棟 80,961	% 99.7	% 69.1
	非木造	36,037	99.7	30.7	36,141	100.0	30.8	36,129	100.1	30.9
	計	117,528	100.1	100.0	117,397	100.3	100.0	117,090	99.8	100.0

注1) 構成比については、端数処理のため不突合が生じる場合があります。

注2) 上表は非課税物件を除いたものです。

(5) 軽自動車税課税台数及び調定額の推移（税制課）

現年課税分（過年度分含む）

区 分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額
【種別割】	台	千円	台	千円	台	千円
原動機付自転車	37,111	78,730	37,508	79,271	38,540	81,243
軽自動車	41,070	345,029	40,836	333,751	40,379	321,274
小型特殊自動車	315	1,530	303	1,473	283	1,358
二輪の小型自動車	3,844	23,064	3,708	22,248	3,606	21,636
小 計	82,340	448,352	82,355	436,742	82,808	425,511
【環境性能割】	—	26,582	—	15,599	—	14,626
合 計	—	474,934	—	452,341	—	440,137

注1) 種別割の内訳については、端数処理のため不突合が生じる場合があります。

(6) 市たばこ税調定額等の推移（税制課）

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
売 渡 本 数 (千本)	268,102	264,571	270,020
調 定 額 (千円)	1,756,607	1,667,884	1,585,271
1 か 月 平 均 (千円)	146,384	138,990	132,106

(7) 入湯税納税義務者及び調定額の推移（税制課） 現年課税分（過年度分を含む）

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
入 湯 客（人）	291,589	201,771	172,061
調 定 額（千円）	22,577	15,377	13,115

(8) 事業所税納税義務者及び調定額の推移（税制課） 現年課税分（過年度分を含む）

区 分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	納税義務者	調 定 額	納税義務者	調 定 額	納税義務者	調 定 額
	人	千円	人	千円	人	千円
資 産 割	332	996,102	318	975,685	324	961,683
従 業 者 割	63	148,292	58	143,035	66	133,567
合 計	337	1,144,394	321	1,118,720	331	1,095,250

※ 納税義務者数は資産割と従業者割とで重複する場合があるため、合計数は一致しない。

(9) 都市計画税納税義務者及び調定額の推移（資産税課） 現年課税分（過年度を含む）

区 分	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額	納税義務者	調定額
	人	千円	人	千円	人	千円
土 地	102,477	2,178,886	101,975	2,161,957	101,226	2,176,340
家 屋	101,765	1,927,132	101,042	1,854,427	100,388	1,885,782
合 計	112,917	4,106,018	112,501	4,016,384	111,835	4,062,122

注1) 土地と家屋の納税義務者は重複があるため、合計欄は不突合が生じます。

(10) 令和5年度市税の一覧 (税制課)

税 目	区 分	税 率	等
市 民 税	・個人均等割	3,500 円	
	・個人所得割	課税総所得金額の6%	
	・法人均等割		
	※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされます。		
	区 分	従業者数	税 率 (年額)
	資本金等の金額が50億円を超える法人	50人超	360万円
		50人以下	49万2千円
	資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	210万円
		50人以下	49万2千円
	資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	48万円
		50人以下	19万2千円
	資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	18万円
		50人以下	15万6千円
	資本金等の金額が1千万円以下の法人	50人超	14万4千円
上 記 以 外 の 法 人		6万円	
・法人税割	$\frac{14.7}{100}$	(平成26年9月30日までに開始した事業年度分)	
	$\frac{12.1}{100}$	(平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度分)	
	$\frac{8.4}{100}$	(令和元年10月1日以後に開始した事業年度分)	
固 定 資 産 税	・課税標準の	$\frac{1.4}{100}$	
	・免税点	土 地	30万円未満
		家 屋	20万円 "
		償却資産	150万円 "

軽自動車税

【種別割】

・原動機付自転車	50cc以下	年額	2,000円
	50ccを超え90cc以下	〃	2,000円
	90ccを超えるもの	〃	2,400円
	ミニカー	〃	3,700円
・二輪の小型自動車		〃	6,000円
・軽自動車	二輪のもの	〃	3,600円
・小型特殊自動車	農耕作業用のもの	〃	2,400円
	その他のもの	〃	5,900円

・軽自動車（三輪・四輪）

初めて道路運送車両法による車両番号の指定を受けた年月（初度検査年月）により税率が異なります。

軽自動車 区分（三輪・四輪） （660cc以下）	令和5年度の税額（年額）		
	旧税率①	新税率②	重課税率③
	初度検査年月が 平成27年3月まで	初度検査年月が 平成27年4月以降	①、②のうち、初度検査 年月から13年を超え た車両
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円
四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円

上の表の新税率②の対象車両のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する電気自動車や燃費基準達成車など（新車に限る）については、取得の翌年度（令和5年度）に限り税率が軽減され、次の表の④⑤⑥のいずれかの税率が適用されます。

軽自動車 区分（三輪・四輪） （660cc以下）	軽課／令和5年度の税額（年額）		
	概ね25%軽減④	概ね50%軽減⑤	概ね75%軽減⑥
	令和2年基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 70%達成車	令和2年基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 90%達成車	電気自動車及び 天然ガス自動車 （平成30年排出ガス規制適 合または平成21年排出ガス基 準値から窒素酸化物10%低減）
三輪 （乗用営業用のみ）	3,000円 （乗用営業用のみ）	2,000円 （乗用営業用のみ）	1,000円
四輪乗用自家用	適用なし	適用なし	2,700円
四輪乗用営業用	5,200円	3,500円	1,800円
四輪貨物自家用	適用なし	適用なし	1,300円
四輪貨物営業用	適用なし	適用なし	1,000円

	<p>【環境性能割】</p> <p>令和元年9月30日をもって府税である自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車（50万円を超えるもの）について、軽自動車税環境性能割が設けられました。</p> <p>軽自動車税の環境性能割は、当分の間、市町村にかわって都道府県が賦課徴収することとされているため、車両の取得者が、府に対して、環境性能割の申告及び納税をし、都道府県から市町村へ徴収金として払い込まれます。</p>								
市たばこ税	<table border="1"> <tr> <td>売り渡し等の時期</td> <td>平成30年10月1日 から 令和2年9月30日 まで</td> <td>令和2年10月1日 から 令和3年9月30日 まで</td> <td>令和3年10月1日 から</td> </tr> <tr> <td>税率 (1,000本につき)</td> <td>5,692円</td> <td>6,122円</td> <td>6,552円</td> </tr> </table> <p>(旧3級品の紙巻たばこの内、売り渡し等の時期が平成30年4月1日から令和元年9月30日まで分については1,000本につき4,000円の税率)</p>	売り渡し等の時期	平成30年10月1日 から 令和2年9月30日 まで	令和2年10月1日 から 令和3年9月30日 まで	令和3年10月1日 から	税率 (1,000本につき)	5,692円	6,122円	6,552円
売り渡し等の時期	平成30年10月1日 から 令和2年9月30日 まで	令和2年10月1日 から 令和3年9月30日 まで	令和3年10月1日 から						
税率 (1,000本につき)	5,692円	6,122円	6,552円						
特別土地保有税	・平成15年度以降の土地の保有又は取得に対する新たな課税は停止								
入湯税	・宿泊する者 150円 ・宿泊しない者 75円								
事業所税	<p>資産割 各事業所床面積の合計面積1㎡につき600円 免税点 1,000㎡以下</p> <p>従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 免税点 100人以下</p>								
都市計画税	土地・家屋の課税標準の $\frac{0.3}{100}$								
国有資産等 所在市交付金	算定標準額（前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格） の $\frac{1.4}{100}$								